

次世代育成支援対策推進法に基づく 「一般事業主行動計画ⁱ」策定について

職員が仕事と家庭を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

(ア) 所定外労働の削減

① 平成27年度1人月平均時間数	目標値14.0時間
② 平成28年度1人月平均時間数	目標値13.5時間
③ 平成29年度1人月平均時間数	目標値13.0時間
④ 平成30年度1人月平均時間数	目標値12.5時間
⑤ 平成31年度1人月平均時間数	目標値12.0時間

(イ) 年次有給休暇の取得の促進

① 平成27年度1人年平均日数	目標値10日または休暇取得率45%
② 平成28年度1人年平均日数	目標値11日または休暇取得率46%
③ 平成29年度1人年平均日数	目標値12日または休暇取得率47%
④ 平成30年度1人年平均日数	目標値13日または休暇取得率48%
⑤ 平成31年度1人年平均日数	目標値14日または休暇取得率49%

現状を把握するため、定例的に開催している会議において報告をおこないます。

また社内電子掲示板において、職員及び管理職へ目標値の周知と所定外労働の削減、年次有給休暇の取得の促進の啓発を実施します。

ⁱ 一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。